

【機関等名】

(江戸川河川事務所)

江戸川河口出張所

中川下流出張所

【所在地等】

江戸川河口出張所

郵便番号 1 3 3－0 0 6 2

所 在 地 江戸川区東篠崎町 2 5 0

T E L 0 3－3 6 7 9－1 4 6 0

F A X 0 3－3 6 7 9－4 1 0 3

中川下流出張所

郵便番号 1 2 5－0 0 5 4

所 在 地 葛飾区高砂 1－3－1 5

T E L 0 3－3 6 9 4－2 7 5 7

F A X 0 3－3 6 9 3－3 9 3 2

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/> (江戸川河川事務所ホームページ)

【設置根拠】

地方整備局組織規則第 1 4 9 条

【所掌事務】

江戸川河口出張所

江戸川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、水防警報。

中川下流出張所

中川の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報。

【管轄区域】

江戸川河口出張所

江戸川 左岸 河口から 1. 3 km より 1 5. 5 km まで

右岸 河口から 1. 6 km より 1 9. 7 9 km まで

旧江戸川 左岸 河口から 9. 0 km より 9. 4 km まで

右岸 河口から 9. 0 km より 9. 4 km まで

中川下流出張所

中川	左岸	河口から12.4kmより19.6kmまで
	右岸	河口から12.4kmより27.4kmまで

【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

(首都国道事務所)

小松川国道出張所

金町国道出張所

【所在地等】

小松川国道出張所

郵便番号 1 3 2 - 0 0 3 1

所 在 地 江戸川区松島 2 - 1 1 - 2 0

T E L 0 3 - 3 6 5 1 - 1 1 6 5 ~ 6

F A X 0 3 - 3 6 5 1 - 1 1 6 6

金町国道出張所

郵便番号 1 2 5 - 0 0 4 2

所 在 地 葛飾区金町 3 - 4 8 - 2

T E L 0 3 - 3 6 0 7 - 6 4 0 0

F A X 0 3 - 3 6 0 7 - 9 3 0 0

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/> (首都国道事務所ホームページ)

【設置根拠】

地方整備局組織規則第 1 4 9 条

【所掌事務】

小松川国道出張所

一般国道 3 5 7 号の改良工事 (立体化)。

金町国道出張所

一般国道 2 9 8 号 (東京外かく環状道路) の新設工事及びその維持管理。

【管轄区域】

小松川国道出張所

一般国道 3 5 7 号 (東京都江東区新木場 ~ 千葉県市川市高浜)

金町国道出張所

一般国道 2 9 8 号 (東京都葛飾区東金町 ~ 千葉県市川市国分)

【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【その他】

小松川国道出張所は、平成15年12月に移転予定であり、現在施工中。

郵便番号 132-0003

所在地 江戸川区春江町1-1-4

T E L 未定

【機関等名】

荒川下流河川事務所

小名木川出張所

岩淵出張所

【所在地等】

荒川下流河川事務所

郵便番号 115-0042

所在地 北区志茂5-41-1

T E L 03-3902-2311 (代表)

F A X 03-3902-2538

小名木川出張所

郵便番号 136-0072

所在地 江東区大島8-33-26

T E L 03-3681-6131

F A X 03-3683-7453

岩淵出張所

郵便番号 115-0042

所在地 北区志茂5-41-2

T E L 03-3901-4240

F A X 03-3901-2442

U R L <http://www.ara.or.jp/arage/>

【設置根拠】

事務所

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

出張所

地方整備局組織規則第149条

【所掌事務】

- (1) 荒川下流の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報。
- (2) 千葉県東京湾沿岸及び東京都東京湾沿岸の海岸保全に関する調査。

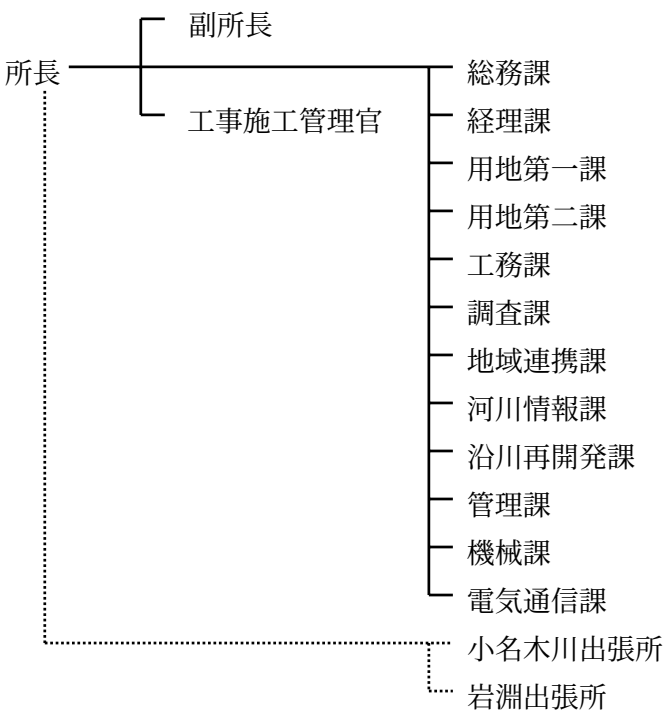
(3) 綾瀬川（江戸川河川事務所の管轄区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理。

【管轄区域】

荒川下流（埼玉県戸田市大字下笹目４３３５番地先の笹目橋から下流。）

千葉県東京湾沿岸及び東京都東京湾沿岸及び綾瀬川（江戸川河川事務所の管轄区域を除く。）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

東京国道事務所

金杉橋出張所

亀有出張所

代々木出張所

万世橋出張所

【所在地等】

東京国道事務所

郵便番号 100-0004

所在地 千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎第3号館9階

T E L 03-3214-7361

F A X 03-3214-7453

金杉橋出張所

郵便番号 105-0014

所在地 港区芝2-2-10

T E L 03-3455-0611

F A X 03-3451-4784

亀有出張所

郵便番号 125-0051

所在地 葛飾区新宿4-21-1

T E L 03-3600-5541

F A X 03-3600-1645

代々木出張所

郵便番号 151-0053

所在地 渋谷区代々木4-30-8

T E L 03-3374-9451

F A X 03-3299-8386

万世橋出張所

郵便番号 101-0021

所在地 千代田区外神田1-1-14

T E L 03-3253-8361

F A X 0 3 - 3 2 5 8 - 8 7 4 6

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

【設置根拠】

事務所

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

出張所

地方整備局組織規則第149条

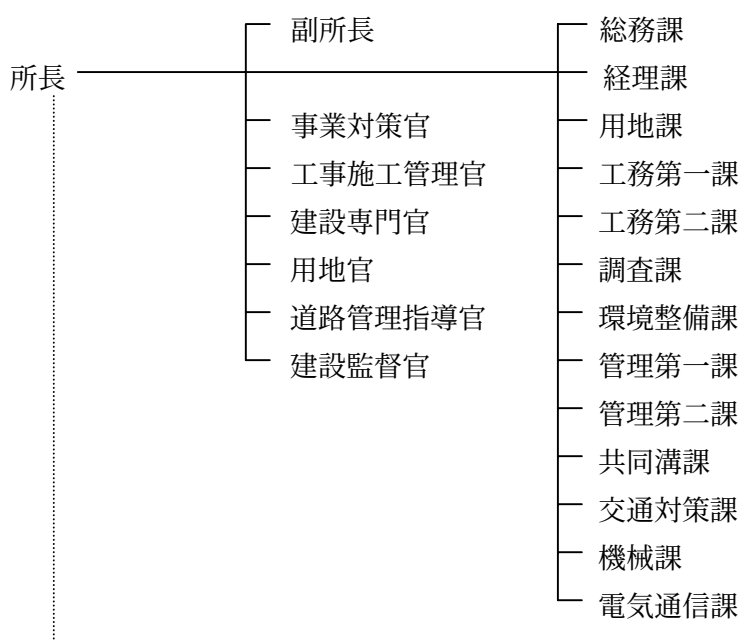
【所掌事務】

- (1) 一般国道1号、4号、6号、14号、15号、17号、20号、246号及び254号の改築及び修繕工事、維持その他の管理。
- (2) 一般国道357号の修繕工事、維持その他の管理。
- (3) 一般国道466号の道路台帳の調整及び保管等の管理。

【管轄区域】

一般国道1号、4号、6号、14号、15号、17号、20号、246号、254号、357号及び466号

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

相武国道事務所

日野出張所

八王子国道出張所

【所在地等】

相武国道事務所

郵便番号 192-0045

所在地 八王子市大和田町4-3-13

T E L 0426-43-2001

F A X 0426-43-2320

日野出張所

郵便番号 192-0002

所在地 日野市新町1-4-5

T E L 042-582-0408～9

F A X 042-587-1314

八王子国道出張所

郵便番号 192-0906

所在地 八王子市北野町558-5

T E L 0426-45-5562～3

F A X 0426-45-4387

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

【設置根拠】

事務所

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

出張所

地方整備局組織規則第149条

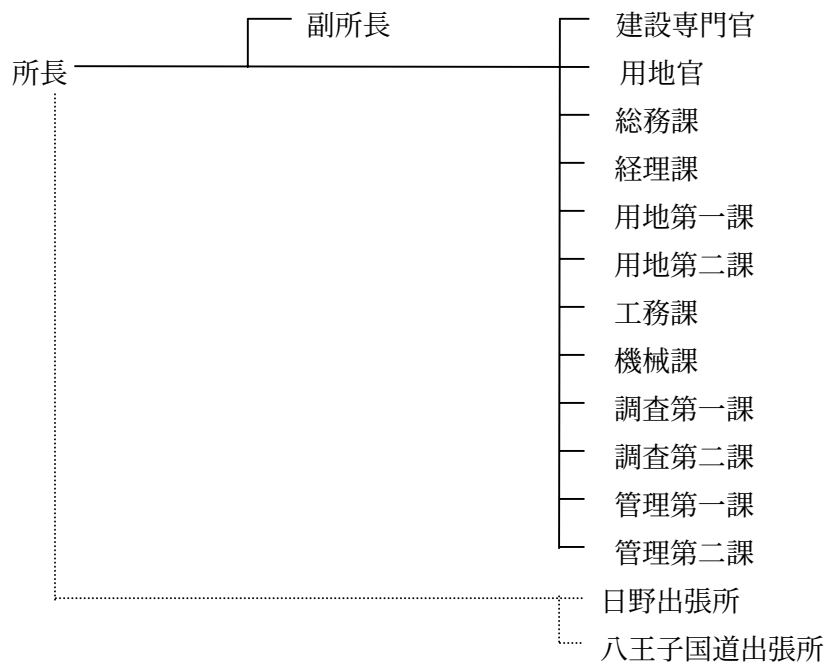
【所掌事務】

- (4) 一般国道16号及び20号の改築及び修繕工事、維持その他の管理。
- (5) 一般国道468号の新設工事。

【管轄区域】

一般国道16号、20号（東京国道事務所の管轄区域を除く。）及び468号

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

TEL 048-601-3151 (代表) 内線2024

【機関等名】

東京外かく環状道路調査事務所

【所在地等】

郵便番号 158-0097

所在地 世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階

T E L 03-3707-1491 (フリーダイヤル0120-34-1491 [9:15~17:30])

F A X 同上 (同上)

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/home/top.html>

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

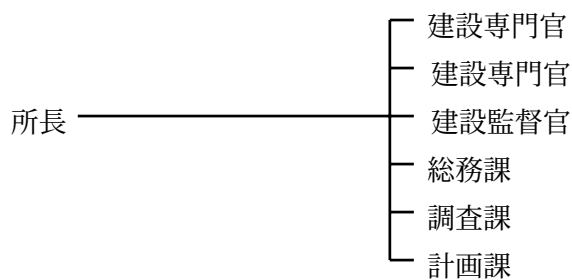
【所掌事務】

道路に関する調査（他の国道事務所等の所掌に属するものを除く。）。

【管轄区域】

首都圏内の環状道路（東京湾岸の環状道路を除く。）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151 (代表) 内線2024

【機関等名】

(京浜河川事務所)

田園調布出張所

多摩出張所

多摩川上流出張所

【所在地等】

田園調布出張所

郵便番号 145-0072

所在地 大田区田園調布本町31-1

T E L 03-3721-4288~9

F A X 03-3721-4289

多摩出張所

郵便番号 206-0801

所在地 稲城市大丸3117-1

T E L 042-377-7403

F A X 042-377-3552

多摩川上流出張所

郵便番号 197-0004

所在地 福生市南田園3-34-30

T E L 042-552-0667

F A X 042-530-1386

U R L <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp> (京浜河川事務所ホームページ)

【設置根拠】

地方整備局組織規則第149条

【所掌事務】

- (1) 河川に関する工事の施工及び監督に関する事務。
- (2) 河川に関する工事以外の管理に関する事務。

【管轄区域】

(上流端～下流端)

田園調布出張所 多摩川水系多摩川 左岸 世田谷区喜多見1丁目地先（東名高速道路橋）から大田区羽田空港3丁目地先（多摩川河口）

右岸 川崎市多摩区堰1丁目地先（東名高速道路橋）から川崎市川崎区浮島町地先（多摩川河口）

多摩出張所 多摩川水系多摩川 左岸 東京都府中市四谷5丁目地先（浅川との合流点から）世田谷区喜多見1丁目（東名高速道路橋上流端）

右岸 東京都日野市百草地先（浅川との合流点）から川崎市多摩区堰1丁目（東名高速道路橋上流端）

多摩川水系浅川 左岸 東京都八王子市中野上町4丁目地先（萩原橋上流端から0.9km）から東京都日野市落川地先（多摩川への合流点）

右岸 東京都八王子市元本郷町4丁目地先（萩原橋上流端から0.9km）から東京都日野市百草地先（多摩川への合流点）

多摩川水系大栗川 左岸 東京都多摩市関戸5丁目地先（大栗橋下流端）から東京都多摩市関戸3丁目（多摩川への合流点）

右岸 東京都多摩市関戸5丁目地先（大栗橋下流端）から東京都多摩市連光寺地先（多摩川への合流点）

多摩川上流出張所 多摩川水系多摩川 左岸 東京都青梅市青梅地先（万年橋上流端）から東京都府中市四谷5丁目地先（浅川との合流点）

右岸 東京都青梅市畑中1丁目地先（万年橋上端）から東京都日野市百草地先（浅川との合流点）

【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

国営昭和記念公園事務所

【所在地等】

郵便番号 190-8558

所在地 立川市緑町3173

T E L 042-524-1516

F A X 042-526-1466

U R L <http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

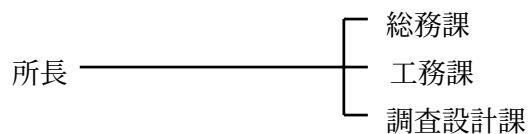
【所掌事務】

国営昭和記念公園及び国営東京臨海広域防災公園の整備及び維持その他の管理並びに皇居外苑及び新宿御苑の整備。

【管轄区域】

国営昭和記念公園及び国営東京臨海広域防災公園並びに皇居外苑及び新宿御苑

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151 (代表) 内線2024

【機関等名】

東京第一営繕事務所

【所在地等】

郵便番号 169-0073

所在地 新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎

T E L 03-3363-2694～6

F A X 03-3367-8796

U R L

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/2_now/6_eizen/5_jimsho/1_tokyo1/eizen7_1.htm

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

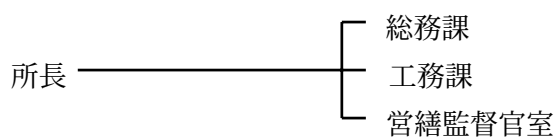
【所掌事務】

営繕工事並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の实地指導。

【管轄区域】

埼玉県及び東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

東京第二営繕事務所

【所在地等】

郵便番号 131-0043

所在地 墨田区立花1-24-1

T E L 03-3618-3191～3

F A X 03-3618-3270

U R L

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/2_now/6_eizen/5_jimsho/2_tokyo2/eizen7_2.htm

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

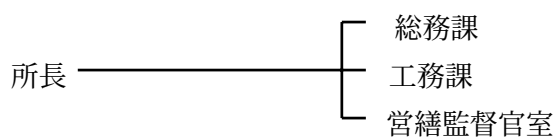
【所掌事務】

営繕工事並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の实地指導。

【管轄区域】

千葉県及び東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区及び中央区）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

甲武営繕事務所

【所在地等】

郵便番号 190-0014

所在地 立川市緑町3567

T E L 042-529-0011

F A X 042-529-0014

U R L

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/2_now/6_eizen/5_jimsho/6_koubu/eizen7_6.htm

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

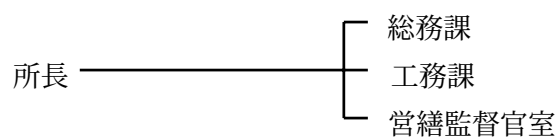
【所掌事務】

営繕工事並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の实地指導。

【管轄区域】

山梨県及び東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区及び目黒区並びに特別区の存する区域以外の地域）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 048-601-3151（代表） 内線2024

【機関等名】

東京港湾事務所

【所在地等】

郵便番号 135-0064

所在地 江東区青海2-43 青海フロンティアビル18階

T E L 03-3570-3231

F A X 03-3570-3700

U R L <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/>

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

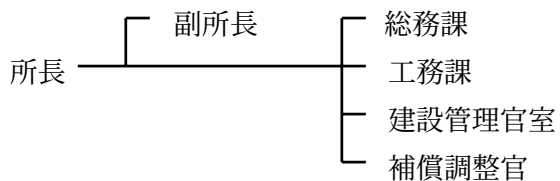
【所掌事務】

- (1) 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する業務。
- (2) 航路の整備、保全及び管理に関する業務。
- (3) 国が行う海洋汚染防除関連業務に関する業務。
- (4) 港湾に係わる海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する業務。

【管轄区域】

埼玉県及び東京都（東京国際空港を除く。）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 045-211-7407

【機関等名】

東京空港整備事務所

【所在地等】

郵便番号 144-0041

所在地 大田区羽田空港3-3-1

T E L 03-5757-2074

F A X 03-5756-4944

U R L <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/>

【設置根拠】

国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条

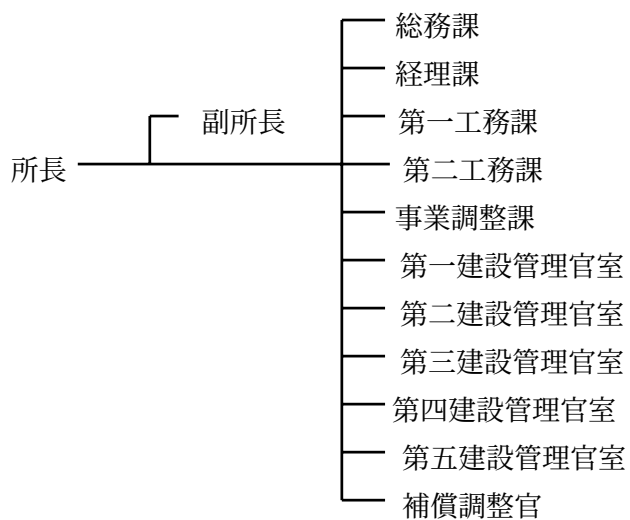
【所掌事務】

東京国際空港に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する業務。

【管轄区域】

東京国際空港

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 関東地方整備局情報公開室

T E L 045-211-7407

【機関等名】

東京運輸支局

自動車検査登録事務所

【所在地等】

東京運輸支局

(本庁舎)

郵便番号 140-0011

所在地 品川区東大井1-12-17

T E L 03-3458-9231

F A X 03-3471-6320

(青海庁舎)

郵便番号 135-0064

所在地 江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎

T E L 03-5530-2320

F A X 03-5530-2331

足立自動車検査登録事務所

郵便番号 121-0062

所在地 足立区南花畑5-12-1

T E L 03-3884-1511

F A X 03-3884-1811

練馬自動車検査登録事務所

郵便番号 179-0081

所在地 練馬区北町2-8-6

T E L 03-3931-1178

F A X 03-3931-5897

多摩自動車検査登録事務所

郵便番号 186-0001

所在地 国立市北3-30-3

T E L 042-523-2455

F A X 042-523-2263

八王子自動車検査登録事務所

郵便番号 192-0011
所在地 八王子市滝山町1-270-2
T E L 0426-91-6361
F A X 0426-91-6315

U R L <http://www.ktt.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>

【設置根拠】

運輸支局

国土交通省設置法第37条、国土交通省組織令第216条、地方運輸局組織規則第121条

自動車検査登録事務所

国土交通省設置法第37条、地方運輸局組織規則第149条

【所掌事務】

運輸支局

- (1) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する業務（都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。）。
- (2) 海洋の汚染及び海上災害の防止に関する業務。
- (3) 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (4) 中小企業流通業務効率化促進法第2条第3項に規定する流通業務効率化事業であって道路運送を一体的に行う事業を含むものについての計画の認定に関する業務。
- (5) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第4条第4項第5号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関する業務。
- (6) 貨物運送取扱事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (7) 自動車ターミナルに関する業務。
- (8) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する業務。
- (9) 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する業務。
- (10) 旅行業、旅行業者代理業、通訳案内業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (11) ホテル及び旅館の登録に関する業務。
- (12) 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する業務（軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。）。
- (13) 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する業務。

- (14) 鉄道等の安全の確保に関する業務（軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。）。
- (15) 鉄道等に関する事故の原因を究明するための調査及びこれらの事故の兆候についての必要な調査に関する業務（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (17) 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (18) 自動車車庫に関する業務。
- (19) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する業務。
- (20) 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する業務。
- (21) 自動車の登録及び自動車抵当に関する業務。
- (22) 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する業務。
- (23) 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (24) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (25) 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する業務。
- (26) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (27) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (28) 油濁損害賠償保障契約に関する業務。
- (29) 海事代理士に関する業務。
- (30) 海事思想の普及及び宣伝に関する業務。
- (31) 船舶のトン数の測度及び登録に関する業務。
- (32) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務。
- (33) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務。
- (34) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する業務。
- (35) モーターボート競走に関する業務。
- (36) 船員の労働組合及び労働関係の調整に関する業務（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (37) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する業務。
- (38) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する業務。
- (39) 船員の教育及び養成、海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関

する業務。

(40) 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関する業務。

(41) 上記に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務。

自動車検査登録事務所

(1) 自動車の登録及び自動車抵当に関する業務（自動車登録番号標の交付代行者の指定に関するものを除く。）。

(2) 自動車検査登録印紙の売りさばきに関する業務。

(3) 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関する業務（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）。

(4) 道路運送車両の整備に関する業務。

(5) 道路運送車両の使用に関する事務のうち技術上の改善に関する業務。

(6) 自動車の検査に関する業務。

(7) 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する業務。

(8) 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関する業務。

【管轄区域】

機関等名	管 轄 区 域	
東京運輸支局	業務	区域
	自動車の検査・登録関係	東京都のうち中央区、千代田区、港区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、大島、三宅島、新島、式根島、神津島、利島、八丈島、御蔵島、青ヶ島、小笠原
	船舶の検査、測度及び登録業務	東京都及び埼玉県
	船員職業安定業務	東京都、埼玉県、栃木県及び群馬県
	その他の業務	東京都
足立自動車検査登録事務所	東京都のうち台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区	
練馬自動車検査登録事務所	東京都のうち新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区及び練馬区	

【機関等名】

(東京航空局)

空港事務所

空港出張所

空港・航空路監視レーダー事務所

【所在地等】

機関等名	郵便番号	所在地	TEL・FAX
東京空港事務所	144-0041	大田区羽田空港3-3-1	TEL 03-5757-3000 FAX 03-5756-1511
調布空港事務所	182-0032	調布市西町1060	TEL 0422-31-7330 FAX 0422-31-2507
大島空港出張所	100-0101	大島町元町字北の山270-1	TEL 04992-2-2395 FAX 04992-2-3788
三宅島空港出張所	100-1211	三宅島三宅村坪田1378	TEL 04994-6-1446～7 FAX 04994-6-0082
江東空港出張所	136-0082	江東区新木場4丁目内	TEL 03-3521-0346 FAX 03-3521-3910
八丈島空港・航空路監視レーダー事務所	100-1401	八丈島八丈町大賀郷2839-2	TEL 04996-2-4078～9 FAX 04996-2-3058

【設置根拠】

空港事務所

国土交通省設置法第39条、地方航空局組織規則第35条・第36条

空港出張所

地方航空局組織規則第 35 条・第 80 条

空港・航空路監視レーダー事務所

地方航空局組織規則第 35 条・第 83 条

【所掌事務】

空港事務所

- (1) 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整。
- (2) 航空機の操縦の練習の許可に関する業務。
- (3) 飛行場の設置及び管理の監督に関する業務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 飛行場の供用に関する業務。
- (5) 飛行場の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する業務。
- (6) 飛行場内の秩序の維持に関する業務。
- (7) 飛行場及びその周辺における航空機に関する事故その他飛行場における事故及び飛行場における災害に関する業務。
- (8) 土地の収用、買収、使用及び寄附に関する業務。
- (9) 航空機の運航の監督に関する業務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 航空機の航行の方法に関する業務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 遭難航空機の搜索及び救助に関する業務。
- (12) 航空情報（電話による航空情報であって航空路管制業務又は進入管制業務に関連して提供するものを除く。）に関する業務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 国内及び国際航空通信における航空交通に関連する情報の中継を行うシステム（以下「航空交通情報システム」という。）による航空通信の実施及び航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関する業務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する調査に対する援助に関する業務。
- (15) 電話による国内及び国際航空通信の実施に関する業務。
- (16) 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する業務。
- (17) 着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関する業務。

- (18) 飛行場の保安に関する業務（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
- (19) 飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に関する業務。
- (20) 航空法第95条ただし書の規定による許可に関する業務。
- (21) 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する業務（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所及び航空無線通信所の所掌に属するものを除く。）。
- (22) 航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する業務（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所及び航空無線通信所の所掌に属するものを除く。）。
- (23) 航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する業務。
- (24) 航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する業務。
- (25) 飛行場の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関する業務。
- (26) 土木施設に関する工事及び保守に関する業務（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。
- (27) 建築施設に関する工事及び保守に関する業務（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。
- (28) 航空灯火その他の電気施設（航空通信施設、航空保安無線施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関する業務（空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。
- (29) 航空灯火の設置及び管理の監督に関する業務。
- (30) 類似灯火の制限に関する業務。
- (31) 昼間障害標識に関する業務。
- (32) 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守に関する業務（空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。
- (33) 電話による航空路航空情報（電話による航空情報のうち航空路管制業務又は進入管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）に関する業務（航空法施行規則第242条の2第2項の規定により航空交通管制部長が当該事務に係る権限を空港事務所長に委任した場合（以下「航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合」という。）に限る。）。
- (34) 進入管制業務に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (35) 航空路管制業務に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

る。)

- (36) 航空法第94条ただし書及び第94条の2第1項ただし書の規定による許可に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (37) 航空法第97条第1項の規定による承認に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (38) 航空法第97条第1項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (39) 航空機の位置通報に関する業務（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

空港出張所

- (1) 航空機の運航の監督に関する業務。
- (2) 航空機の航行の方法に関する業務。
- (3) 飛行場の設置及び管理の監督に関する業務。
- (4) 航空情報に関する業務。
- (5) 航空交通情報システムによる国内航空通信の実施及び航空交通情報システム施設の保守に関する業務。
- (6) 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する業務。
- (7) 航空保安無線施設の運用及び保守に関すること。
- (8) 国内航空通信施設の保守に関すること。

空港・航空路監視レーダー事務所

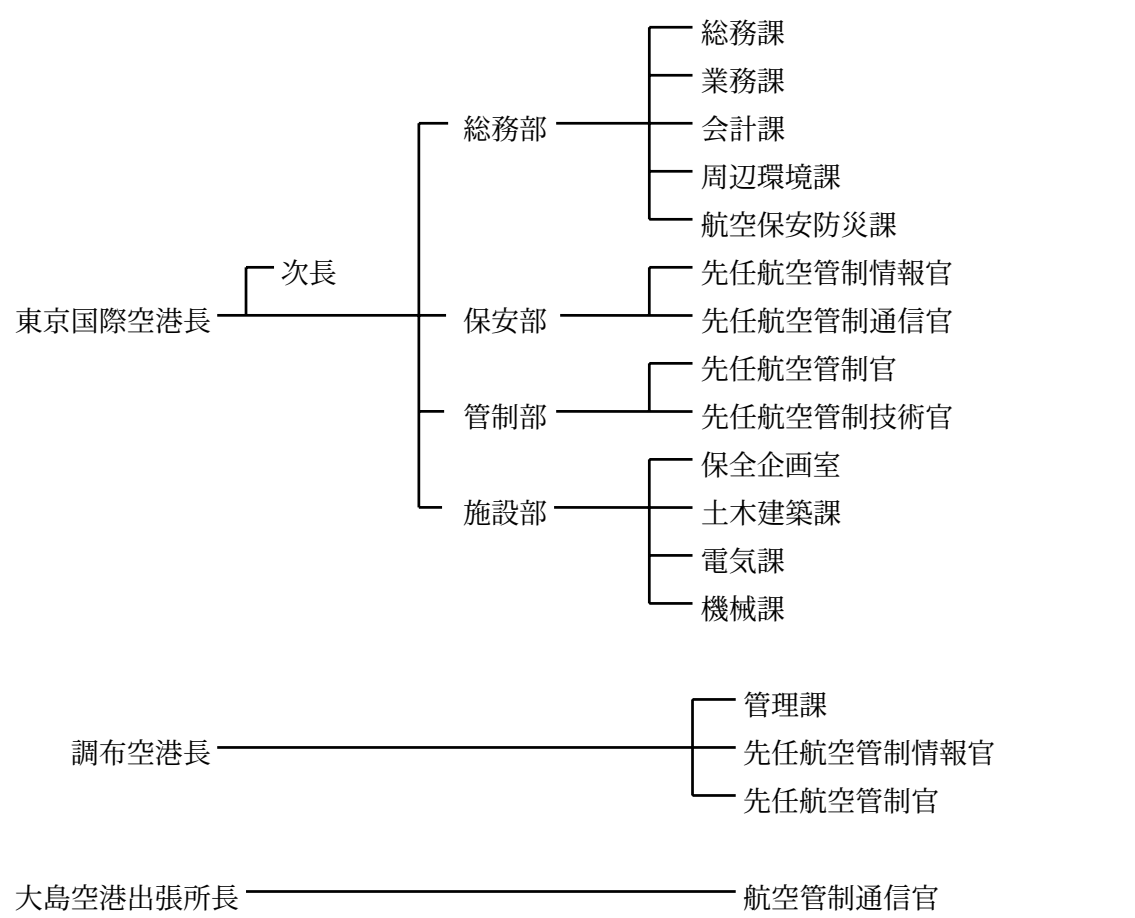
- (1) 航空機の運航の監督に関する業務。
- (2) 航空機の航行の方法に関する業務。
- (3) 飛行場の設置及び管理の監督に関する業務。
- (4) 国内航空通信施設の保守に関する業務。
- (5) 航空保安無線施設の運用及び保守に関する業務。
- (6) 航空情報に関する業務。
- (7) 航空交通情報システムによる国内航空通信の実施及び航空交通情報システム施設の保守に関する業務。
- (8) 電話による国内航空通信の実施に関する業務。
- (9) 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する業務。
- (10) レーダーに関する工事及び保守に関する業務。
- (11) 電気施設（航空通信施設、航空保安無線施設、レーダー及び航空交通情報システム施

- 設を除く。)の保守に関する業務。
- (12) 空港・航空路監視レーダー事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の保守に関する業務。

【管轄区域】

機関等名	管 轄 区 域
東京空港事務所	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都（調布空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
調布空港事務所	東京都のうち八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、清瀬市、狛江市、東久留米市、東大和市、武蔵村山市、稲城市、多摩市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡

【組織】



三宅島空港出張所長 ————— 航空管制通信官

江東空港出張所長 ————— 航空管制情報官
先任航空管制通信官

八丈島空港・航空路監視レーダー事務所長 — 次長 — 管理課
航空管制情報官
先任航空管制通信官
先任航空管制技術官

【情報開示請求窓口】

担当部署 東京航空局総務部総務課

T E L 03-5275-9311

F A X 03-3221-3671

【その他】

平成13年4月1日から、三宅島空港出張所の業務を運営するため、臨時に、東京空港
基地事務所として東京空港事務所内に指定されています。

【機関等名】

国土交通政策研究所

【所在地等】

郵便番号 100-8918

所在地 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階

T E L 03-5253-8816

F A X 03-5253-1678

U R L <http://www.mlit.go.jp/pri/index/index.htm>

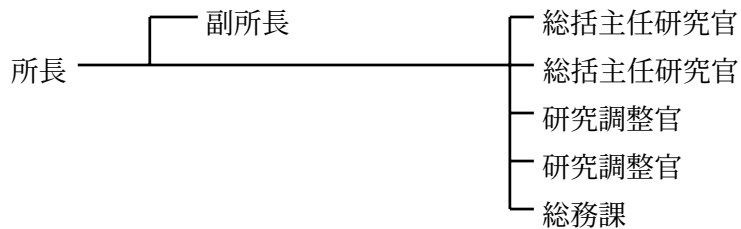
【設置根拠】

国土交通省組織令第191条、国土交通政策研究所組織規則第1条

【所掌事務】

国土交通省の所掌事務に係る政策に関する基礎的な調査及び研究。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 03-5253-8816

F A X 03-5253-1678

【機関等名】

国土交通大学校

【所在地等】

郵便番号 187-8520

所在地 小平市喜平町2-2-1

T E L 042-321-1541

F A X 042-326-3883

U R L <http://www.col.mlit.go.jp/>

【設置根拠】

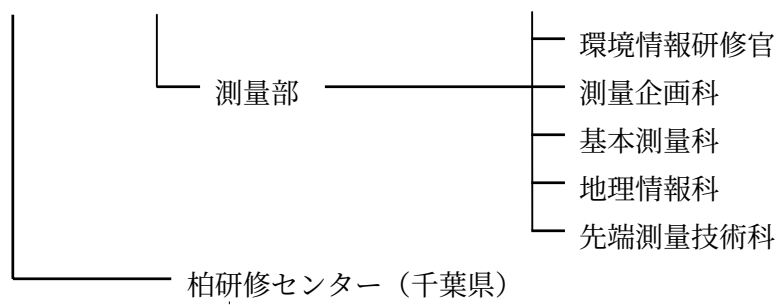
国土交通省組織令第191条、国土交通大学校組織規則第1条

【所掌事務】

国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修（国土技術政策総合研究所及び航空保安大学校の所掌に係るものを除く。）。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課総務係

T E L 0 4 2 - 3 2 1 - 1 5 4 1 内線 2 2 2 5

F A X 0 4 2 - 3 2 6 - 3 8 8 3

【機関等名】

航空保安大学校

【所在地等】

郵便番号 144-0041
所在地 大田区羽田空港1-6-4
T E L 03-3747-0501～9
F A X 03-3747-0475
U R L <http://www.kouho-dai.ac.jp/>

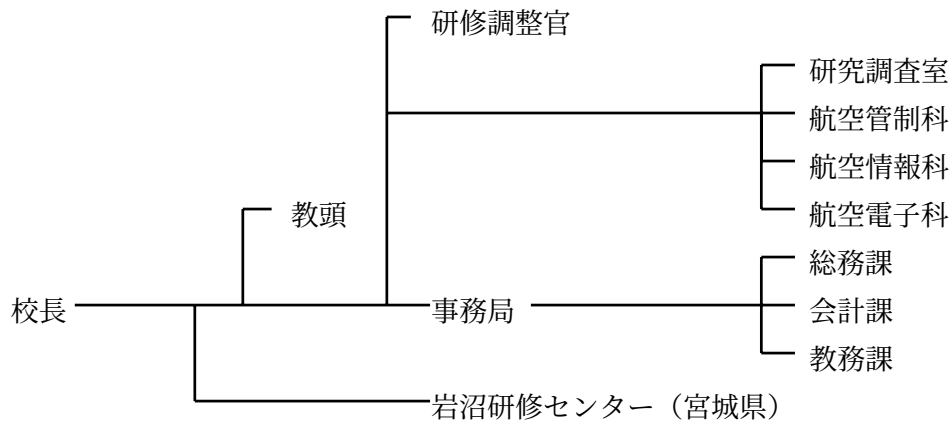
【設置根拠】

国土交通省組織令第191条、航空保安大学校組織規則第1条

【所掌事務】

航空保安業務に従事する職員に対し、その業務を行うために必要な研修の実施。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課
T E L 03-3747-0501
F A X 03-3747-0475

【機関等名】

小笠原総合事務所

【所在地等】

郵便番号 100-2101
所在地 小笠原村父島字東町152
TEL 04998-2-2245
FAX 04998-2-3357

【設置根拠】

国土交通省設置法第29条、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第26条

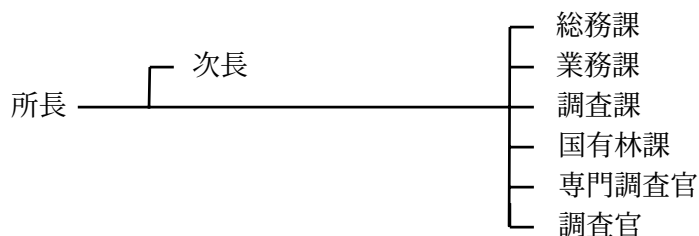
【所掌事務】

- (1) 土地（国有地を除く。）の権利関係の調整に関すること。
- (2) 出入国管理及び外国人の在留に関すること。
- (3) 港及び飛行場における検疫及び防疫に関すること。
- (4) 緊急防除についての指導に関すること。
- (5) 労働基準監督事務及び労働者災害補償保険事業事務。
- (6) 職業安定及び雇用保険事業事務。
- (7) 土地（国有地を除く。）の使用に関すること。
- (8) 小笠原諸島の地域における旧島民の帰島の援護に関すること。
- (9) 小笠原諸島の振興に関する調査及び企画に関すること。
- (10) 土地の形質の変更等の制限に関すること。
- (11) 国有林野事業事務。

【管轄区域】

小笠原諸島

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課
TEL 04998-2-2245
FAX 04998-2-3357

【機関等名】

父島気象観測所

【所在地等】

郵便番号 100-2101

所在地 小笠原村父島西町

T E L 04998-2-2321

F A X 04998-2-2322

【設置根拠】

小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令

【所掌事務】

小笠原諸島における気象業務（地上気象観測、高層気象観測等）

【組織】

（気象庁気候・海洋気象部海務課）…………… 父島気象観測所

【情報開示請求窓口】

担当部署 気象庁総務部総務課

T E L 03-3212-8341 内線2159

F A X 03-3212-7248

【機関等名】

南鳥島気象観測所

【所在地等】

郵便番号 100-2100

所在地 小笠原村南鳥島

T E L 03-3212-8341（内線5107、5115）[気象庁気候・海洋気象部海務課]

F A X 03-3211-8309 [気象庁気候・海洋気象部海務課]

【設置根拠】

小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令

【所掌事務】

小笠原諸島における気象業務（地上気象観測、高層気象観測等）

【組織】

（気象庁気候・海洋気象部海務課）——— 南鳥島気象観測所

【情報開示請求窓口】

担当部署 気象庁総務部総務課

T E L 03-3212-8341 内線2159

F A X 03-3212-7248

【機関等名】

(東京管区気象台)

測候所

航空地方気象台

空港出張所

【所在地等】

機関等名	郵便番号	所在地	TEL・FAX
大島測候所	100-0101	大島町元町字家の上445-9	TEL 04992-2-3453 FAX 04992-2-3455
大島空港分室	100-0101	大島町元町字北の山272	TEL 04992-2-1498 FAX 04992-2-2045
三宅島測候所	100-1101	三宅島三宅村神着74	TEL 04994-2-0331 FAX 04994-2-0302
三宅島空港分室	100-1101	三宅島三宅村坪田1378	TEL 04994-6-0436 FAX 04994-6-1404
八丈島測候所	100-1401	八丈島八丈町大賀郷154	TEL 04996-2-1196 FAX 04996-2-2709
八丈島空港出張所	100-1401	八丈島八丈町大賀郷2839-2	TEL 04996-2-0449 FAX 04996-2-2549
東京航空地方気象台	144-0041	大田区羽田空港3-3-1	TEL 03-5757-9674 FAX 03-5757-9676
調布空港出張所	182-0032	調布市西町1060	TEL 0422-76-0812 FAX 0422-31-3924
東京ヘリポート出張所	136-0082	江東区新木場4	TEL 03-3521-5954 FAX 03-3521-0392

URL http://www.tokyo-jma.go.jp/sub_index/kannai_kansho.htm

【設置根拠】

測候所

国土交通省設置法第50条第3項、気象庁組織規則第122条

航空地方气象台

国土交通省設置法第50条第1項、気象庁組織規則第119条第2項

空港出張所

国土交通省設置法第50条第3項又は第50条第5項、気象庁組織規則第124条

【所掌事務】

測候所

気候、地象、降水象の予報・警報及び観測並びにその結果の発表、統計、通信その他管区气象台の所掌事務の一部を分掌（ただし、八丈島測候所のみ）。

航空地方气象台

航空機の利用に供するため気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、降水象の予報・警報及び観測並びにその結果の発表、統計、通信その他管区气象台の所掌事務の一部を分掌

空港出張所・分室

航空気象の観測及びその整理。航空気象情報の解説、気象通信。

【管轄区域】

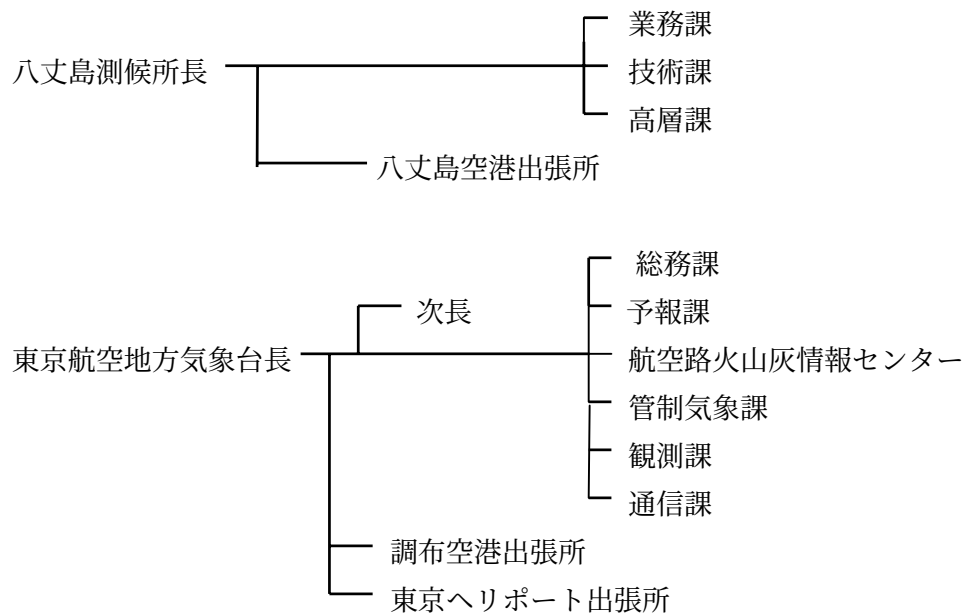
東京航空地方气象台（調布空港出張所、東京ヘリポート出張所を含む。）

東京国際空港、東京都東京ヘリポート、調布飛行場

【組織】

大島測候所長 ―― 大島空港分室

三宅島測候所長 ― 三宅島空港分室



【情報開示請求窓口】

担当部署 東京管区気象台 総務課
T E L 03-3212-6390
F A X 03-3212-3390

【その他】

平成12年11月1日から、三宅島測候所（三宅島空港分室）の業務を運営するため、臨時に、東京基地事務所として東京管区気象台内に指定されています。

【機関等名】

気象衛星センター

【所在地等】

郵便番号 204-0012
所在地 清瀬市中清戸3-235
T E L 0424-93-1111
F A X 0424-91-4701
U R L <http://mscweb.kishou.go.jp/panfu/index.htm>

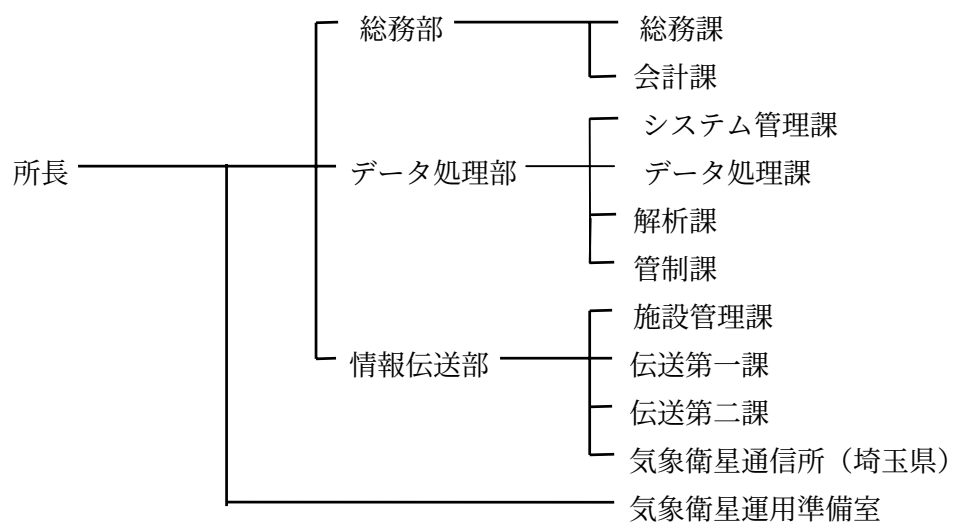
【設置根拠】

国土交通省組織令第234条・第236条、気象庁組織規則第62条、気象衛星運用準備室を設置する訓令第1条

【所掌事務】

- (1) 気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による観測（以下単に「気象衛星による観測」という。）に係るデータ処理に関すること。
- (2) 気象衛星による観測の成果の統計に関すること。
- (3) 気象衛星による観測並びに気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による気象通信（以下単に「気象衛星による気象通信」という。）を行うための気象衛星の運用に関すること。
- (4) 気象衛星による観測及び気象衛星による気象通信に関するシステムの管理及び開発に関すること。
- (5) 気象衛星による観測に係るデータ処理を行うための情報システム及び機械施設に関すること。
- (6) 図書及び資料の刊行及び整理に関すること。
- (7) 気象無線報の受信に関すること。
- (8) 気象衛星センターの所掌事務を遂行するために行う情報伝送その他の気象通信に関すること。
- (9) 電気施設に関すること。
- (10) 気象衛星（運輸多目的衛星に係るものに限る。以下同じ。）の技術基準に関すること。
- (11) 気象衛星の運用に関する訓練に関すること。
- (12) その他気象衛星の運用の準備に関すること。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 0 4 2 4 - 9 3 - 1 1 1 1

F A X 0 4 2 4 - 9 1 - 4 7 0 1

【機関等名】

東京海上保安部

【所在地等】

郵便番号 1 3 5－0 0 6 4

所 在 地 江東区青海 2－5 6

T E L 0 3－5 5 6 4－1 1 1 8

F A X 同上

【設置根拠】

海上保安庁法第 1 3 条、海上保安庁組織規則第 1 1 8 条・第 1 1 9 条

【所掌事務】

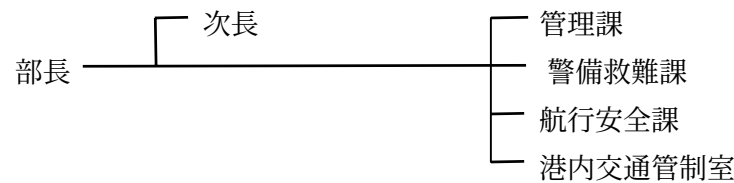
- (1) 法令の海上における励行に関する業務。
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する業務。
- (3) 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する業務。
- (4) 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関する業務。
- (5) 船舶交通の障害の除去に関する業務。
- (6) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する業務。
- (7) 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する業務。
- (8) 航法及び船舶交通に関する信号に関する業務。
- (9) 港則に関する業務。
- (10) 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関する業務。
- (11) 海洋の汚染及び海上災害の防止に関する業務。
- (12) 沿岸水域における巡視警戒に関する業務。
- (13) 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する業務。
- (14) 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する業務。
- (15) 国際捜査共助に関する業務。
- (16) 上記(1)から(15)までの業務を遂行するために使用する本部の船舶の保守及び運用に関する業務。
- (17) 通信施設の保守及び運用に関する業務。
- (18) 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する業務。

- (19) 海象観測に関する業務。
- (20) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する業務。
- (21) 本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する業務。
- (22) 本部長の指定する灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関する業務。
- (23) 本部長の指定する区域に係る海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する業務。

【管轄区域】

栃木県、群馬県、埼玉県、東京都（横浜海上保安部及び下田海上保安部の管轄区域を除く。）

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課
T E L 0 4 5 - 2 1 1 - 0 7 7 1
F A X 0 4 5 - 2 0 1 - 7 0 4 5

【機関等名】

(横浜海上保安部)

小笠原海上保安署

【所在地等】

郵便番号 100-2101

所在地 小笠原村父島字清瀬

T E L 04998-2-2870

F A X 同上

【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 法令の海上における励行に関する業務。
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する業務。
- (3) 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する業務。
- (4) 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関する業務。
- (5) 船舶交通の障害の除去に関する業務。
- (6) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する業務。
- (7) 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する業務。
- (8) 航法及び船舶交通に関する信号に関する業務。
- (9) 港則に関する業務。
- (10) 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関する業務。
- (11) 海洋の汚染及び海上災害の防止に関する業務。
- (12) 沿岸水域における巡視警戒に関する業務。
- (13) 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する業務。
- (14) 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する業務。
- (15) 国際捜査共助に関する業務。
- (16) 上記(1)から(15)までの業務を遂行するために使用する本部の船舶の保守及び運用に関する業務。
- (17) 通信施設の保守及び運用に関する業務。

- (18) 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する業務。
- (19) 海象観測に関する業務。
- (20) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する業務。

【管轄区域】

小笠原村

【組織】

（横浜海上保安部）…………… 小笠原海上保安署長 ——— 次長

【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課

T E L 0 4 5－2 1 1－0 7 7 1

F A X 0 4 5－2 0 1－7 0 4 5

【機関等名】

羽田航空基地

【所在地等】

郵便番号 144-0041
所在地 大田区羽田空港1-12-1
TEL 03-3747-0562～4
FAX 同上

【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 法令の海上における励行に関する業務。
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する業務。
- (3) 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する業務。
- (4) 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関する業務。
- (5) 船舶交通の障害の除去に関する業務。
- (6) 海洋の汚染及び海上災害の防止に関する業務。
- (7) 沿岸水域における巡視警戒に関する業務。
- (8) 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する業務。
- (9) 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する業務。
- (10) 国際捜査共助に関する業務。
- (11) 上記(1)から(10)の業務を遂行するために使用する本部の航空機及び船舶の保守及び運用に関する業務。
- (12) 通信施設の保守及び運用に関する業務。
- (13) 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する業務。

【組織】

基地長——— 管理課
└— 次長

【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課
TEL 045-211-0771
FAX 045-201-7045

【機関等名】

羽田特殊救難基地

【所在地等】

郵便番号 144-0041

所在地 大田区羽田空港1-12-1

T E L 03-3747-0794～5

F A X 同上

【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 高度の知識及び技術を活用して行う海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、海上災害その他救済を必要とする場合における援助に関する業務。
- (2) 上記(1)に掲げる業務を遂行するために有する知識及び技術を活用して行う海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）。
- (3) 船舶交通に対する障害の除去、海洋の汚染状況の調査、海上における犯罪の捜査及び国際捜査共助に関する業務。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に掲げる業務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する業務。
- (5) 通信施設の保守及び運用に関する業務。
- (6) 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する業務。

【組織】

基地長————— 特殊救難隊

【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課

T E L 045-211-0771

F A X 045-201-7045

【機関等名】

八丈水路観測所

【所在地等】

郵便番号 100-1623

所在地 八丈島八丈町中之郷3621

T E L 04996-7-0424

F A X 同上

U R L <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOH0/hachizyo/index.htm>

【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 水路測量に関する事務。
- (2) 航法に必要な測地に関する事務。

【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課

T E L 045-211-0771

F A X 045-201-7045

【機関等名】

東京航路標識事務所

【所在地等】

郵便番号 140-0011

所在地 品川区東大井1-13-1

T E L 03-3471-9527

F A X 03-5479-6914

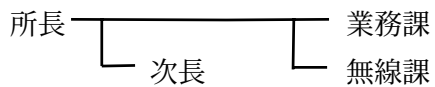
【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する業務。
- (2) 上記(1)に掲げるもののほか、本部長の指定する灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関する業務。
- (3) 上記(1)に掲げるもののほか、本部長の指定する区域に係る海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する業務。
- (4) 上記(1)に掲げるもののほか、船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事務。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課

T E L 045-211-0771

F A X 045-201-7045

【機関等名】

八丈島航路標識事務所

【所在地等】

郵便番号 100-1622

所在地 八丈島八丈町末吉689

T E L 04996-8-0442

F A X 同上

【設置根拠】

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条・第119条

【所掌事務】

- (1) 本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する業務。
- (2) 上記(1)に掲げるもののほか、本部長の指定する灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関する業務。
- (3) 上記(1)に掲げるもののほか、本部長の指定する区域に係る海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する業務。
- (4) 上記(1)に掲げるもののほか、船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する業務。

【組織】

所長——— 次長

【情報開示請求窓口】

担当部署 第三管区海上保安本部総務部総務課

T E L 045-211-0771

F A X 045-201-7045